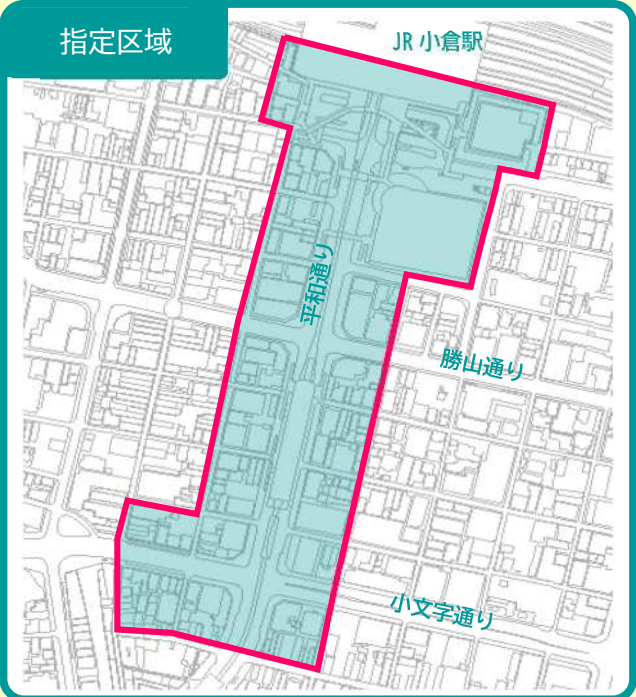
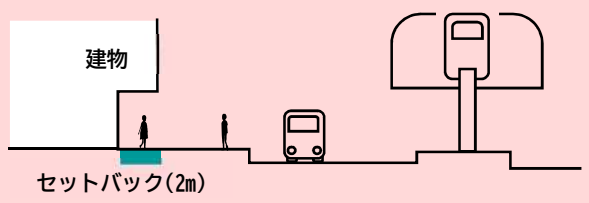


まちなか建替スタートアップ事業 施策概要

種類	小倉都心老朽建築物建替え応援補助金	小倉都心ウォークアブルセットバック補助金	小倉都心ウォークアブルオープンスペース補助金	黒崎副都心土地活用応援補助金
目的	R9.3 時点で築 40 年以上(昭和 62 年 3 月以前に建築)及び昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された、建築物の建替えを促進するもの。	指定区域での新築に合わせ、ウォークアブルな街並み整備を促進するもの。	指定区域での新築に合わせ、周辺環境に応じた公益性のある建物設計を促進するもの。	R9.3 時点で築 40 年以上(昭和 62 年 3 月以前に建築)及び昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された、建築物の建替えを促進するもの。また、低未利用地が多い指定区域内で土地の有効活用を促進するもの。
区域	要綱で定める指定区域	要綱で定める指定区域	要綱で定める指定区域	要綱で定める指定区域
期間	令和 4 年度から令和 13 年度まで(10 年間) ※令和 8 年度までに事業指定を受けることが必要	令和 4 年度から令和 13 年度まで(10 年間) ※令和 8 年度までに事業指定を受けることが必要	令和 4 年度から令和 13 年度まで(10 年間) ※令和 8 年度までに事業指定を受けることが必要	令和 4 年度から令和 13 年度まで(10 年間) ※令和 8 年度までに事業指定を受けることが必要
概要	土地活用ができない期間にかかる固定資産税等相当額の 2 分の 1 を補助 各年度の土地の固定資産税等相当額 ÷ 12 か月 × (解体+建築期間の月数) ÷ 2 上限：解体 24 箇月、建築 36 箇月	セットバック部面積にかかる固定資産税等相当額(5 年間分) の 2 分の 1 を補助 土地の固定資産税等相当額(5 年間分) × (セットバック部分面積/敷地面積) ÷ 2	オープンスペース面積にかかる固定資産税等相当額(5 年間分[屋内分及び屋外分]) の 2 分の 1 を補助 {建物の固定資産税等相当額(5 年間分) × (対象床面積/延べ床面積)} ÷ 2 + {土地の固定資産税等相当額(5 年間分) × (対象面積/敷地面積)} ÷ 2	土地活用ができない期間にかかる固定資産税等相当額の 2 分の 1 を補助 各年度の土地の固定資産税等相当額 ÷ 12 か月 × (解体+建築期間の月数) ÷ 2 上限：解体 24 箇月、建築 36 箇月
交付対象事業	●昭和 62 年 3 月以前に建築された建物及び昭和 56 年 6 月 1 日施行の改正建築基準法より前の基準により建てられた建物の建替えを行う事業	●対象区域で新築を行う事業	●対象区域で新築を行う事業	●昭和 62 年 3 月以前に建築された建物及び昭和 56 年 6 月 1 日施行の改正建築基準法より前の基準により建てられた建物の建替えを行う事業 ●対象区域で新築を行う事業
要件	●敷地面積 350 m ² 以上 ●建替え後の新築建物の構造について ・都市計画道路及び国道に接する敷地の当該路線に接する 1 階部分を 2m セットバックし公開空地とする ・指定容積率等の 4/5 以上の容積率とする ●主たる用途は事務所、ホテル、店舗とする(1~3 階)	●敷地面積 350 m ² 以上 ●新築建物の構造について ・都市計画道路及び国道に接する敷地の当該路線に接する 1 階部分を 2m セットバックし公開空地とする ・指定容積率等の 4/5 以上の容積率とする ●主たる用途は事務所、ホテル、店舗とする(1~3 階)	●敷地面積 350 m ² 以上 ●新築建物の構造について ・都市計画道路及び国道に接する敷地の当該路線に接する 1 階部分を 2m セットバックし公開空地とする ・指定容積率等の 4/5 以上の容積率とする ●主たる用途は事務所、ホテル、店舗とする(1~3 階) ●オープンスペースは、一日 9 時間以上開放すること 【オープンスペース】 一日のうち 12 時から 14 時までを含む連続した 9 時間以上一般に開放している ○広場 (屋外の民地部分を開放したもの) ○休憩所 (屋内の建物低層部を開放したもの)	●敷地面積 350 m ² 以上 ●建替え後の新築建物、新築建物の構造について ・指定容積率等の 4/5 以上の容積率とする ・北九州市景観計画に基づいた設計及び北九州市景観アドバイザー制度の活用 ●主たる用途は住宅、事務所、ホテル、店舗、病院、診療所とする
施策概要図		 A 公共空間またはセットバック部分に接続する 1 階のオープンスペース。 B ペDESTリアンデッキまたはモノレール駅舎からつながる通路に接続した休憩所。 C ペDESTリアンデッキまたはモノレール駅舎からつながる通路で、敷地に係る部分。 D ペDESTリアンデッキまたはモノレール駅舎からつながる通路から直接 1 階のオープンスペースに接続するエスカレーターまたはエレベーター、階段で屋外に設置するもの。 